

## 一般競争入札の執行について

1. 物件名	輸液ポンプ等 一式
2. 納入場所	奈良県総合医療センター
3. 納入期限	平成30年4月30日
4. 入札執行日時	平成30年 4月 9日 午後 3時40分
5. 入札執行場所	奈良県総合医療センター 2階 大会議室
6. 調達物件について	<p>(1) 調達内容 輸液ポンプ等 一式</p> <p>(2) 銘柄及び型式 別紙①:仕様構成一覧参照</p> <p>(3) その他要件</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 入札金額については、税抜き金額にて応札すること。</li> <li>2) 代理人にて入札を行う場合、必ず委任状を作成の上、応札時に提出すること。</li> <li>3) 仕様書の納期欄を留意し納品作業を実施すること。なお、機器の使用方法等説明や本稼働時の立ち会いについては費用の範囲内で実施すること。</li> <li>4) 納入者は、病院担当者に作業実施計画書を提出し、承認を受けた作業実施計画に基づき、指定された日時及び方法により機器を納入・設置すること。</li> <li>5) 機器の納入・設置にあたり、必要な工事・給排水管・配線等(調達物品を有効に稼働させる為に生じる本体工事変更を含む)は全て納入業者の負担により行うものとする。</li> <li>6) 機器の納入・設置及びその期日については、病院担当者と詳細に協議のうえ行うものとする。</li> <li>7) 機器納入・設置に際して養生等が必要な場合は、納入者が養生設置、撤去及び廃棄について責任を持って実施すること。</li> <li>8) 機器納入・設置の際に建物等を破損等した場合は、病院担当者に報告し、速やかに補修を行うこと。(納入者は補修に係る費用を負担すること。)</li> <li>9) 建物に固定する機器にあつては、十分な耐震対策を講じること。</li> <li>10) 入札機器のうち医療用具については、入札時に薬事承認を得ている物品であること。</li> <li>11) 納入機器は、新造、未使用のものであること。医療用具以外については、入札時点で製品化されていることを原則とする。但し、入札時に製品化していない物品で応札する場合は、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料および確約書等を提出すること。</li> <li>12) 入札機器のうち、アプリケーションについては入札時点で実装されていない機能が納品時に新たに開発された場合には機能拡張を行うこと。また、落札から納品の間同等の機能を保有する機器の更新があった場合、最新の機種にて納品すること。</li> <li>13) 納品伝票等については、病院担当者の指示に従い明細を提出すること、又、物品検収時には、資産ラベルの貼り付けなど検収ルールについても病院担当者の指示に従うこと。</li> </ol>